

# 淀川水系流域委員会 第13回琵琶湖部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会長）

日 時 平成14年5月12日（日）13:30～17:15

場 所 大津商工会議所2階大ホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

これより淀川水系流域委員会第 13 回琵琶湖部会をはじめさせていただきます。

司会進行は、私、庶務を担当する三菱総合研究所の新田です。よろしくお願いいたします。  
それでは配付資料の確認をさせていただきます。

「議事次第」と「座席表」、「発言にあたってのお願い、資料 1 - 1「第 10 回委員会(2002.4.26 開催)結果報告」、資料 1 - 2「委員会中間とりまとめ(確定版 020509)」ですが、これは 4 月 26 日に出されました委員会の中間とりまとめに対する意見を反映させて、確定させたものです。資料 1 - 3「淀川部会の中間とりまとめ(最終案)」、資料 1 - 4「猪名川部会中間とりまとめ(確定版 020510)」、資料 2「琵琶湖部会の中間とりまとめ(最終案)」、A4 の横の表は資料 2 の補足資料です。また補足 1 と書かれていますのが、この中間とりまとめの最終案に対するご意見ということで、寺川委員からのご意見をつけさせて頂いております。資料 3 - 1「今後の活動内容について」、資料 3 - 2「5 月～12 月の会議日程について」、参考資料 1「第 12 回琵琶湖部会(2002.4.7 開催)結果概要(暫定版)」、参考資料補足 1 は 4 月 11 日に行われました第 1 回合同勉強会の結果概要です。参考資料 2「委員および一般からの意見」、参考資料 3「委員会および部会の中間とりまとめの進め方(予定)」になっております。

過去の現状説明資料等につきましてはファイルの形で置かせて頂いております。適宜ご参考ください。

本日は後ほど一般傍聴の方に発言の機会を設けさせて頂く予定です。水色の「発言にあたってのお願い」をご覧の上よろしく、発言にあたってはできるだけ短く簡潔にお願いいたします。また必ずマイクを通してご発言をお願いいたします。

本日の終了の予定は午後 4 時半となっております。ご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

それでは審議に移りたいと思います。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それでは始めさせていただきます。まず、資料 1 の第 10 回委員会の報告等について、庶務から説明をお願いします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料 1 の説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。

資料 1 - 3、資料 1 - 4 も簡単に説明して下さい。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料1-3、資料1-4の説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。

では、今までのところで、何か質問、ご意見はありますか。

特にないようですから、琵琶湖部会中間とりまとめに関する議論に進みたいと思います。

まず、4月26日までの経緯を、庶務から説明して下さいますか。その後の経緯は、私が説明いたします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

琵琶湖部会につきまして、中間とりまとめの簡単な経緯を説明いたします。

資料2「琵琶湖部会の中間とりまとめ (最終案)」の経過ですが、琵琶湖部会については江頭部会長代理をはじめとする7名の委員の参画を得まして作業部会を結成し、ご議論を重ねて頂いております。

4月7日の琵琶湖部会で、中間とりまとめの案についてご議論を頂き、また、4月11日の第1回合同勉強会では、それぞれの部会の中間とりまとめ案を持ち寄って意見交換を交わしました。第1回合同勉強会の後に部会検討会を開催し、部会ごとに議論をしております。琵琶湖部会についても、合同勉強会で出された意見等を踏まえて、今後のとりまとめの方針を検討されております。

その結果を4月26日の第10回委員会にあげ、その後、川那部部会長の方から各委員に対して意見を承るという手順を踏みまして、5月9日に現在の最終案を皆さまのお手元にお配りをいたしました。以上です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

4月26日の第10回委員会において委員会としての中間とりまとめが確定したということです。ご存じの方もおられるかもしれませんが、委員会の席上では幾つか修正点が残し、その部分については、委員会終了後に開催しました運営会議にて検討させて頂きました。

琵琶湖部会の中間とりまとめについては、江頭部会長代理をはじめとした作業部会で作成して頂きました。またその後、第1回合同勉強会を4月11日に開催し、議論を重ねてきました。これらの内容を全てまとめたものについて、4月22日付の文書で確定したものが委員会に出され、とりまとめの内容については大体こういう内容になりそうであるとの報告がなされました。

その時に議論になりました文章の細部等については、できるだけ入れられるものであれば入れるようにして、改めて修正したいということで委員会は終わり、委員の皆さまにご意見をお聞きしたということです。幸いにも、その直前に江頭部会長代理から作業部会の委員長として文章を少し訂正した琵琶湖部会の中間とりまとめ案を送って頂きましたので、私及び庶務の方からは委員会の中間とりまとめ確定版と、琵琶湖部会中間とりまとめ案の22日版及び26日版

をお送りして、皆さまのご意見を承りたいと申したわけです。

4月27日から5月6日まで、庶務が休みでしたので、私が事務局のかわりをやらせて頂き、3回くらいに分けて委員の皆さまからご意見を承りたいと申しましたところ、数人の委員を除いて、大変たくさんのご意見を頂きました。頂いたご意見のうち、もとの文章を削るようなというご意見は下線で、このように変更するようというご意見はゴシックにして、資料をつくりました。名前は書いてありませんが、たくさんご意見を下さいました。これが1番目です。

それから2番目には、過去の琵琶湖部会の議事録を私なりに全部読ませて頂き、会議中に「ここは必ず中間とりまとめに入れましょう」と申したことが抜けているかどうか、チェックさせて頂きました。その修正内容を少し反映させて頂きました。

それから3番目には、委員会の中間とりまとめが確定しましたので、全く表現の違っているよりは近い方がよいと考え、例えば、今回の琵琶湖部会中間とりまとめでは「緒言」としましたが、この部分は全面的に書き直させて頂きました。ある意味では、委員会の中間とりまとめの内容をそのまま入れて琵琶湖の問題を少し付言しているという形にさせて頂きました。

その結果、7日でしたでしょうか、庶務から琵琶湖部会中間とりまとめの最終案を委員の皆さまに送ってもらいました。

7日以降から本日昼までに、4件の意見を頂きました。そのうちの1つは、「これで結構です」ということでした。2つは委員会中間とりまとめに対するご意見で、琵琶湖部会中間とりまとめに対するご意見ではありませんでしたので、この2つに関しては委員会へ回すように庶務に指示をいたしました。最後の1つは、本日、寺川委員から頂いたご意見です。

もちろん、文章その他については、読み直せば読み直すほどおかしく思える箇所もありますし、句読点が抜けているところもありますが、それはともかくとして、内容について伺わせて頂きたいと思います。

まず、寺川委員からのご意見が資料2 補足1として出ていますので、これを説明して頂けますでしょうか。大変失礼な言い方ですが、私はこの資料を見て、どこからどこまでを変えればいいのか、よくわからないところもありますので、その点も含めて説明して頂けますでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

それでは資料2 補足1を説明させて頂きたいと思います。

まず、資料1-2「委員会中間とりまとめ（確定版 020509）」の14～15ページをご覧ください。「4-5 河川整備、維持管理における総合的対応」の「(1) 総合的対応」を読み上げると「・前節までに述べてきた治水、利水、利用、環境の考え方はそれぞれ、個々に述べてきた。河川整備にあたっては、個別ではなく、相互の関係、バランスや優先度を地域の特性や住民の意見を踏まえつつ、総合的に対応することが重要である。」ということに続いて、「・計画中、建設中のダム、および既存のダムについて、上記の観点から見直しを行う」という項目があります。

それからこれまでの琵琶湖部会の中間とりまとめ状況として、前回の委員会に出ています資料1-2には16ページに「4-3 ダム貯水池計画について」という項目があります。ここには「河川法に新たに『河川環境の整備・保全』が加わったことにより、これまで治水・利水を

主な目的として進めてきた従来の水資源開発においても河川環境への十分な配慮が求められている。このような状況のなか、ダム貯水池計画においては以下の事項を十分に考慮し、場合によっては計画の見直しを視野に入れること。」と述べてあります。

琵琶湖部会の作業部会等も通じて、ダム貯水池をどのように扱うかということについて議論をしてきたと思うのですが、本日の琵琶湖部会の中間とりまとめの最終案の15ページに「4-3 ダム・貯水池計画について」というのがあります。ここの文言が以前と比べてかなり変わっています。これまでの経緯等を踏まて、これを全面的に私の書いた文章に置きかえて頂けないかというのが私の意見です。

私の文章、「ダムは、川の持つ上下の一貫性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。そのため、既存のダム貯水池についてあらためて検証するとともに、計画中、建設中のダム貯水池については以下の事項を十分考慮し、見直しを行うこと。」に変更できないかというのが、私の提案です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。「不可能である」までは同じ文章ですね。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

そうです。「不可能である」までは中間とりまとめ最終案と同じ文章です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ですから、「そのため」以降の4行にわたって、寺川委員の文章にするというご意見ですね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

最終案の文章は、少しくどい感じがします。寺川委員の文章は非常に簡潔でよくわかると思いました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。他の方はいかがですか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

寺川委員の修正案の最後の3行ですが、何を意味しているのかわかりません。ですから、私は最終案を少し直せば、それでよいのではないかと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

私は最終案の文章では少し意味がおかしいと思います。3行目です。「他の方法を優先的に検討し、万止むを得ない場合においても、自然環境について十分な配慮を行うとともに、以下の事項について十分に検証しなければならない」とあるのですが、この次の文章である「また、

既に存在するダム・貯水池等の目的を変更し、治水等の機能を大きく持たせるよう変えることが必要である」は再検討なり検討する時の材料であって、それに応じてどうするかを決めるためのものだったと思いますので、この文章の書き方はおかしいのではないかと思います。

寺川委員の修正案については、「見直しを行うこと」と書いてあります。「見直し」という言葉をどうとるのが難しいと思いますが、寺川委員の修正案を「十分考慮し、必要に応じて見直しを行うこと」と変更すればよいのではないかと私は思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他の方はいかがでしょうか。

ここは完全に内容に関係するところです。最終案には、「他の方法を優先的に検討し」とありますが、これはかなり強い発言です。これはある委員からこのように書くようにとご意見を頂いた部分です。

それに対して、寺川委員の修正案にはこの文言がありませんから、はるかに弱い文章になっているのは事実であると思います。

それから内容としては、「計画中、建設中のダム等について見直しを行うこと」という文言が最終案に入っていないことは確かです。

それからもう一つ、最終案の最後の2行にあります。現在、例えば治水目的として考えられていないダムがたくさんあるということが書かれています。実は、琵琶湖の周りの河川についてはダムで洪水をとめ、そして川をどうかするという文章が実は前の前の案にはあったのですが、調べてみると、琵琶湖の周囲のダムで、洪水調節を目的としているダム、或いはそれを主としているダムというのは存在しないのが事実で、従ってこのことを考えに入れておく必要があるのではないかというご意見が出てきました。姉川ダムにはあるけれども、それは農業用の利水が主であるというご意見が出ていました。それが事実であるかどうかはともかく別にして、この部会で幾つかの議論があったことは確かですから、従来のものに治水という目的をつけ加えるということの意味があるのかないのかについて書いてあるということ。そういう違いがあり、ある委員からご意見があり、また、これまでの議事録にも、その辺のことについてのご意見が何回かありましたので追加したということ。です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

琵琶湖のダムの目的について事実関係を説明させていただきます。

河川管理者（滋賀県 土木交通部河口課長 澤野）

治水を目的としたダムが全くないということでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

極めて少ないということです。

河川管理者（滋賀県 土木交通部河口課長 澤野）

それは主観的な話だと思うのですが、いずれにしても治水を目的としたダムはありますし、機能もしております。どのダムがそれにあたるかは、今は手元に資料がありませんが、後日でしたら示すことはできます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

誠に申し訳ありません。私自身はそれを全く存じませんでした。ただ委員の中で、ダム関係に比較的知識を持っていらっしゃるのではないかと思える方から、猪名川、或いは淀川部会の問題ではなくて、琵琶湖の周辺については、むしろダムによって洪水をとめるというやり方よりも河川の疎通の方に問題の中心があり、そこの前の文を外すべきであるのご意見を頂いたものですから、それに関連して申したのです。事実について違っていましたら、もちろん訂正をいたします。

ただ、この内容は、事実の数字の話だけではなく、仮に利水その他だけのダムと現在目的されているダムや、琵琶湖にあるかどうか知りませんが、発電目的だけのダムというものについても、ある程度まで洪水に対する目的というものを入れた方がよいのではないかと、そういうことを検討してはどうかというのが、この文章の趣旨です。「持たせるよう変えることが必要である。」というのはそういう趣旨です。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

中間とりまとめの最終案の方が非常に強い調子になっているのに対して、寺川委員の修正案はどうかともとれる内容だとも言えます。

「見直しを行う」という委員会の結論に合わせたような書き方になっています。一方で最終案の方は治水等の機能を持たせるように変えることが必要であると言っているのですが、実際に目的を変えるための手続等を考えれば、最終的には不可能ではないとしても、大変時間のかかる話だと思います。ですから、寺川委員の修正案の方がある意味で現実的なご意見だと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

水山委員のおっしゃったのはまさにその通りですね。

恐らくここしばらくは絶対不可能でしょう。最終案には他にもそんなことが書かれています。ただ、委員会の中でとりまとめにも、例えば、節水がすぐに行われるかどうかはわからないけれども、こういうやり方をしなければいけないし、このことがひいては、長く時間をかけて法律を変えるようなことにもなるだろうから、必要だと思えることについては、すぐにできるとは到底思えないとしても、書いておく方が望ましいというような内容になっています。ですから、これは一般論です。

それではどうでしょうか。特に他にご意見がなければ決をとりましょうか。委員会にはなくても、こちらの方がよいというものがあったとしてもよいと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

決をとる前に、私がおかしいと思うところを指摘しておきます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

文章に書いてくださるともっとよいのですが。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

ええ、今書いています。例えば最終案の方で直しますと「川の持つ上下の一貫性」は「上下流の連続性」の方がよいのではないかと思います。

それから下から3行目「以下の事項について十分に検証しなければならない」ですが、「検証」というのは何か事実があって、それをいかに証明するかという言葉ですから「検証」という使い方はおかしいです。寺川委員の修正案が何を書いているかわからないというのはそういう意味で申し上げました。ですから、この「検証」は「検討」に変えた方がよいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

江頭部会長代理がおっしゃった点については、それで結構かと思っています。

私の意見としては、5月15日の委員会で近畿地方整備局からの質問に対応する予定になっていますが、その質問内容というのは、かなり具体的なものになっています。それに対して、流域委員会、或いは部会としてもある程度明確な形にまとめていく必要があるのではないかとこの点がまず1つです。

それから、先ほどダムの目的の変更についてありましたが、ダムの目的の変更は安易にはいけないと思っています。ダム問題は、滋賀県だけではなくて、ある意味で世界的な問題で議論されてきています。日本の場合を見ましても、当初の目的が、どちらかという、ダムをつくらんがために目的を変更してきたというような経緯が、これまでもあったように思います。例えば丹生ダムでも30年前に計画された本来の目的が途中で変わりました。そういったことを考えると、目的の変更についてもあまり好ましくないと思っています。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

寺川委員のご意見に対してですが、例えばある流域に発電専用ダムがたくさんあるとします。将来的に電力事情が変わってきて、電力が少なくて済むようになってくるとすると、発電用のダム貯水池を他に有効に利用することも一つの案として出てきます。このように、現存するダム貯水池については、機能を変更する方向で考えるのも一つの案です。そういう意味で私はこの文章は残した方がよいのではないかと思います。河川整備計画の中でこういうことが現実に行えるかどうかはともかくとして、柔軟に対応するという意味では厳密に目的を固定しない方がよいのではないかと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味では私も賛成なのですが、それを4-3の冒頭に書くと、これをクリアしなけ

れば次へ行けないような雰囲気になってしまうので、今のような文言を本文に書き加えて頂いた方がよいと思います。

社会情勢その他が変わってきて、既存のダムをうまく使えば、結果的には新しいダムをつくらなくても済むような方向にもなると思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

現在の目的や機能を変更することについて、今後の見通しまで考慮して考えだすと、頭が痛くなってきます。冒頭の文章でこんなことを書いてしまわないで、地域、或いは上下流への影響等の項を新たにつくってまとめた方がよいのではないのでしょうか。ここで書いてしまうのは、立ち入り過ぎではないかと思ったのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

この文言をお書きになった方に私が賛成した理由は、もしこういったダムの目的変更について何も書かなければ、例えば水需要に関する問題について書いたことが大変弱くなってしまったからです。つまり、中間とりまとめでは、使いたいだけ水を使うために水資源を開発してきたこれまでのやり方について、きちんと考え直すべきであると言っているわけです。そんなに簡単にできる話ではありませんが、しっかり考えるべきだと思いますから、どうしても本当に必要性があるなら、ダムの目的を変更してでも考えるべきだという言い方の1つの例だという感じがしたのです。

そういう意味では、「変えることが必要である」という言葉は非常にきついで、もう少し検討しようということであれば、それはそれで構わないのですが、私は倉田委員がおっしゃったような意味は感じませんでした。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は倉田委員のご発言に賛成です。また、江頭部会長代理も1つの案としてこういったものがあるというご意見については、私も当然だと思います。

しかし、4-3の冒頭でこの文言が書かれていると誤解されやすい、或いは河川管理者の方で勝手に運用されやすいといった感じもするのです。今後、住民、NGO、NPOと地方整備局との信頼関係が確立した上でこういった文言が使われるのであればよいのですが、現在全面的に国土交通省の地方整備局を信頼しているかと言えばそうではなく、本当にやるのかなという思いがあるわけです。

ですから、ここにダムの目的を簡単に変更できるというような文言を明記することは、苦し紛れに目的を変更して、お逃げになるということも当然考えられるので、そういった意味からもここでは書かない方がよいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

妥協案を申し上げたいと思います。

私がひっかかったのは最後の2行なのです。私にはうまく読めなかったのです。ですから、

この2行を削除して「十分に再検討しなければならない」「検討しなければならない」とすればよいのではないかと考えているのです。そう思っていましたから、寺川委員の訂正案にある「見直しを行う」という表現でも構わないのではないかと思いました。

水山委員(委員会・琵琶湖部会)

既に計画中のダムが、時代とともに変更され正当化されてゆくことに対する不信感がよくわかりました。ただ、最終案の文言は、ある単一目的でつくってきたものに治水等の機能も持たせるといふは少し強過ぎるかもしれませんが、そういう機能も含めて再調整すればより合理的な運用も可能ではないかという意味だと思いますので、非常に前向きなよい意見だと思います。中間とりまとめに書くに足る内容だと思います。

寺川委員の修正案は、環境問題だけが表に出過ぎてしまっているように感じます。もちろんこれは、これまであまりにも環境のことを考えてこなかったことに対する反省のため、環境面が強く出ているわけですから、それはそれでよいのですが、しかし環境問題だけに終始するのは、これもまたまずいだろうと思います。

川端委員(琵琶湖部会)

この最終案の4-3の冒頭の3行目には、「他の方法を優先的に検討し」とあります。これは、非常に積極的な提案なので、このままにした方がよいと思います。最後の2行目は、その前段の末尾にある「以下の項目を検討」する中身だと思いますので、最後の2行を削除してしまえばよいのではないかと思います。ただ、私の考えでは、優先的に他の方法も検討するということが今後必要になってくるのではないかと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

他の方、いかがでしょうか。

寺川委員のご意見に賛成の方は、今の川端委員のご意見についてどうお考えになるかもおっしゃって下さい。

西野委員(琵琶湖部会)

最後の2行に関してです。環境保全という点でも、例えば、冬の雪解け水をダムで放流するというのは目的外の使用にはなるわけですが、ダムの目的を変更することによって、現在あるダムが琵琶湖の深い底に冷たい水を供給することも考えられるわけです。そうすると、例えば環境保全という観点からダムの運用というのは可能になると思うので、最後の2行を「目的を変更し、治水・環境保全等の」としてはどうかと思います。そういった選択肢もあるのではないかと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

本日は他にも議論すべきことがあって、この議論だけで終わるわけにもいきませんから、一応考えておくということにしましょうか。

これまでの議論を整理すると、「他の方法を優先的に検討し、万止むを得ない場合においても」という最終案の第1節の後半部分を残すか残さないかがまず1つです。それから、第2節である最後の2行を残すか残さないか、或いは寺川委員の修正案のように付け加えるかどうか2つめです。次に3つめは、寺川委員の修正案にある「計画中、建設中のダム貯水池については」という言葉は最終案にはありませんから、それに関連する文章をどこかに入れるのかどうかの、3つの選択肢があるということかと思えます。特に異論がなければ、1つずつお伺いしていきましょうか。

先ほどからお話を聞いていると、やはり挙手で決める以外に手がないかと思えますが、よろしいでしょうか。他に議論して頂くことがありますか。

村上委員（琵琶湖部会）

繰り返しになるのですが、つまり今の最終案で私がひっかかっているところは、4行目に「以下の事項について十分に検証しなければならない。」と書いてあるにもかかわらず、そのすぐ後に「また、すでに存在するダム・貯水池計画の目的を変更し、治水等の機能を大きく持たせるよう変えることが必要である。」と続くのがおかしいということです。要するに、文章的におかしいのではないか、ここの部分を「他の方法を優先的に検討し、」と書いているところの前に持ってきて欲しいということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

具体的な文章にして下さいませんか。できることなら今日全部確定してしまいたいのです。

村上委員（琵琶湖部会）

2行目の「そのため、」以下を「そのため、以下の事項について十分に検討して、他の方法も優先的に含めて検討する」でしょうか。でも、おかしいですね、これでは。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

4行目に「以下の事項について」とあり、その後に「また、すでに存在する」と続くから、文章として格好悪いわけですね。それはよくわかります。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

最後の2行については、削除して頂きたいと思えます。もしどうしても入れるなら、当然ダムの撤去も考慮してもらわなければなりません。

それと、全体的な河川についてダム・貯水池を考える場合、これから計画されていくダムだけではなく、現在既に進行しているダム、それから既存のダムについて、これは「検証」「検討」「考慮」といろいろ表現があるかも知れませんが、冒頭に書いておかなければ絶対におかしいと思えます。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

そうすると、寺川委員はこのままでよいのでしょうか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は、先ほど江頭部会長代理がおっしゃった「連続性」、或いは「検証」を「検討」に変えて頂く、さらに、その「見直しを行うこと」の前に「必要に応じて」に加えて頂ければ、よいだろうと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

いかがでしょうか。

寺川委員のお考えは、先ほどの議論では説得されないというご意見です。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

積極的な意見ではありません。今、寺川委員がおっしゃったご意見に基本的に賛成ですが、「検証」を「検討」にする必要はないと思います。やはり「検証」だろうと思います。

それと、村上委員がおっしゃったことは日本語の問題だろうと思いますが、「以下の事項について」という言葉が途中に入っているも全く問題はないと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

日本語の話だけではなく、「また、すでに」以下の2行は入れておいた方がよいというご意見ですか、要らないというご意見ですか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

要らないと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

そうすると、「以下の事項」はなければ、それではよろしいということですか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

はい。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。それでは、決をとらせて頂いてよろしいですか。

最後の「また、すでに存在するダム・貯水池等の目的を変更し、治水等の機能を大きく持たせるよう変えることが必要である。」を消すことに賛成の方、挙手をお願いします。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

4人です。

それでは入れる方に賛成の方、挙手をお願いします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私は挙手してよいのでしょうか。よいとすれば5人になりますから、この文言は残させて頂きます。

そうすると、「治水等」に「環境保全」といった言葉を入れてはどうかというご意見についてはいかがでしょうか。「治水・環境保全等の機能を」という修正案に賛成の方、挙手願います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ほとんど、全員です。そうしましたら、「環境保全」という言葉を入れさせていただきます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ダムの撤去の問題を提起したのですが、この点はどのようなのでしょうか。できましたらご議論頂きたいのです。ダムの撤去について書き加えるとすれば、「環境保全」を追加しましたが、その辺りに追加するというところでどうでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。ただ、これは中間とりまとめであることを十分にお考え頂きたいと思います。ここはこのようにすべきだといった非常に具体的な問題については、例えば直轄河川ではありませんから、議論はするかも知れませんが、あそここのところについてはそういうことがあり得るというような議論が出てきたとすれば、それは今後の流域委員会では議論としてはあり得ます。そういった議論ではなく、今、言っておかなければならないかどうか、ということです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今、固有名詞を出しているわけではありません。撤去という言葉は、十分客観性があるのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。では、皆さまにお聞きします。実は、委員の皆さまから頂いたご意見の中には、「撤去」という言葉を書かれた方がおられたのですが、これまでの部会の議事録によれば、「撤去」という言葉をお使いになった方が1人しかいませんでしたので、「撤去」という言葉をあえて入れませんでした。これが、私の判断した事実です。ただ、結果として「撤去」という言葉が入っても構いませんから、「撤去」という言葉をどこかに入れるべきかどうか、ご意見を頂きましょうか。

申し訳ありませんが、その言葉をどこに入れるかによって、この項のニュアンスが完全に変わってしまいますから、注意して発言してください。

西野委員（琵琶湖部会）

この最後の2行のところで、先ほど江頭部会長代理の方から「社会情勢の変化に対応して」という表現ではどうかというお話があったのですが、それは入れた方がよいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、いかがでしょうか。下から2行目の「また、」の後に「社会情勢の変化等に応じ」を入れるということですね。この言葉を入れることに反対される方はおられますか。ないようですから、「また、社会情勢の変化等に応じ、すでに存在するダム」とさせていただきます。

それから、上から3行目の「他の方法を優先的に検討し、万止むを得ない場合においても、自然環境について十分な配慮を行うとともに、」というところは削除した方がよいというご意見はありますか。下は残りましたが、上の方はやはりやめるべきだというご意見はありますか。そうしましたら、このままにさせていただきます。

それから、三田村委員のお言葉に反して申し訳ないのですが、わざわざ「検証」という必要はないのではないかと思います。「検討」でも構わないのではないかと思います。もしも特に異論がなければ、そうさせていただきますと思います。それから、「川の持つ上下流の一貫性」は「河の持つ上下の連続性」に直すべきだと思います。

寺川委員、他のことについて議論してからここに戻ってくるということによろしいでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。時間の関係もありますから。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、それ以外のところについて、いかがでしょうか。表現については、私自身も読めば読むほど気になるところがたくさん出てくるのですが。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

内容ではありません。これは誤植ではないかと思うのですが、17ページの上の見出しの行から8行目の終わりに近いところに「推進」とあるのですが、これは「水深」の間違いだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

これは完全に間違いです。正しくは「水深」です。

しかし、「水深を深める」という表現はあるのでしょうか。水深を大きくするか、小さくするか。まあ、これはまさに日本語のことですから、ひとまず置いておきましょう。

他に、最終案についてのご意見はいかがでしょうか。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

16ページの「(2) ダム貯水池が上下流に与える影響を検討すること」の5行目、「しかし、」以下に続く3行です。「しかし、ダム貯水池によって.....充分には明らかになっていないものが多い」とあり、「さらに、」と続くのですが、ここは文脈がむちゃくちゃだと思います。ですから、この3行は削除してしまってはどうでしょうか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

「しかし、ダム貯水池によっては.....明らかになっていないものが多い。」を削除するということですか。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

はい。

それから、字句の間違いだと思いますが、「ダム・貯水池」となっています。これは一般的に「ダム貯水池」ではないかと思うのです。もし私が間違えていたら河川管理者からご指摘頂ければよろしいのですが、通常、「ダム・貯水池」ではなく「ダム貯水池」だと思います。私は学生にそう教えています。

それから、前の方からいきますと、4ページの「2-1 特性」の<生態的特性>です。その3つ目の項目ですが、「物質循環や安定性を含む」とあります。「安定性」というのが何のことなのか、わかりません。教えて下さい。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それは単純な言葉なので私から申し上げておきます。非常に広い意味ではスタビリティです。スタビリティには4つほど種類があるのですが、一番大きいのは、ある外圧がかかった時に、それに対してあまり動かないという意味での安定性がまず1つです。それから、2つ目は、ある値、ある力があたってよそへ動いたものがもとのものに復元するという力という意味です。あと、他にもありますが、その2つを主にして「安定性」としているようです。昔はスタビリティ・オブ・エコシステム、スタビリティ・オブ・何々と言っていたのですが、最近スタビリティ・オブ・ネイチャーという言い方で、今の2つを主にして表しているのが現状ですから、これを書かれた方は、そのつもりでお書きになったのではないかと思います。

もし言葉をより詳しく説明した方がよければ、例えば「安定性(復元性)」といったように、括弧をつくって書き加えた方がよいかも知れません。確かに、一般の方々に読んで頂くためにも、あまり専門的でない方がよろしいと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

先ほど、江頭部会長代理が16ページの「しかし、ダム貯水池によっては.....明らかになっていないものが多い。」を削除する案を出されたのですが、それは困ります。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

ええ。ですから、文章的にまずいのです。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

そうですね。作文をし直して、何かうまい手を考えて下さいますか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

一番ずるいのは「しかし、ダム貯水地によっては」ではなくて「また、ダム貯水地によっては」にするという方法ですね。或いは、文末を「なっていないものが多いので、それを調べる必要がある」と書くのもひとつの方法です。

それから、全く個人的に言うと、今のところの「ダム・貯水池」については、私個人はダムや貯水池といった区別、堰や井堰といった区別がついていません。国土交通省系の方にとっては、例えばダムと言えば何メートル以上の高さのものらしいのですが、それは一般には通じないだろうと思います。また、農林水産省系の方は同じようなものについて何か基準をもっているでしょうから大変困るのですが、今は「ダム・貯水池」ということにしています。他によい言葉があれば教えて下さい。とにかく、水をとめるものであれば、高さが幾らであっても同じだというような感じがしないこともないので、何かよい言葉があれば是非教えて頂きたいと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

よい言葉ということではないのですが、私の感覚としては、「ダム貯水池」と言えばダムの貯水池です。それが別に堰であってもよいのですが、この文章の中に「ダム貯水池」と「ダム・貯水池」と「ダム」と、3つの書き方があるのです。ダム本体と貯水池とダム貯水池が明確にどう書かれているのか少し疑問ですが、「ダム貯水池」と書いてあればダムの貯水池だというとり方をします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。わからないことをこんなに話ししていて申し訳ないのですが、「ダム貯水池」と言うと、それは湖というか、水がたまっているところを指すのであって、ダム本体は入らないという言い方ですね。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

いえいえ。ダムも含めて「ダム貯水池」と言います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ダム本体も含めてだと思うのですが、「ダム・貯水池」だと明らかに2つを分けているということですね。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

なるほど。ですから、皆さまがずっと考えてらっしゃった内容は、ダムそのものと、ダムによって水がたまっているところの両方を考えているわけですね。貯水池だけの問題であって、ダムのことは全然関係ないということではないことは確かです。ですから、その両方の言葉がわかればよいということだと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私は、むしろ「ダム・貯水池」の方が表現としては正しいだろうと思います。今までの「ダム貯水池」は何か簡便的に使っていたのではないかと私自身は理解していました。「ダム・貯水池」というのは砂防ダムも含めるダムだろうと思っていました。ですから、水がなくても構わないわけで、そのダムの建設をどのように考えるかというのが問題だと考えていました。

もう一つ、「ダム・貯水池」の場合はため池であっても構わない、別にダムでなくても、何でも構わないと思っています。したがって、「ダム・貯水池」の方がより広範なことが考えられると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

では、こうさせて頂いてよろしいですか。専門的な用語としてはいろいろな意見がありますが、ダムによって水がためられたところだけではなくて、ダム本体もその上の水がたまっているところも全部含めたという意味であるということですか。言葉としてはまずくても、取り敢えずはそう理解して頂けるという意味においては「ダム・貯水池」ということでどうでしょうか。

それでは、江頭部会長代理のご専門から見ればおかしいかも知れませんが、「ダム・貯水池」とさせて頂き下さい。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

はい、結構です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういう理解なので、ある分野においては間違っているということも当然あると思いますが、それはお許し下さい。

それから、16ページの「しかし、ダム貯水池によっては.....明らかになっていないものが多い。」ですが、ここは削除するのではなく、残すべきだということについてですが、倉田委員、何かご意見ありますでしょうか。皆さまも、いかがでしょうか。

私の日本語感覚のせいかも知れませんが、「さらに、ダムの建設はその周辺の自然環境や... ...に対する影響も大きい。」の文章は、影響が大きいときちっと言っているわけですが、「しかし、ダム貯水池によっては.....明らかになっていないものが多い。」では、わからないと言っているわけです。ですから、前後を入れ替えますか。

両方とも残した方がよろしいということであれば、あとは任せて頂くということにしましょ

うか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

残した方がよいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そうしましたら、順番の入れ替えについては、時間があれば、また議論するということにしましょう。

西野委員（琵琶湖部会）

細かい話で恐縮ですが、専門用語の問題です。4ページの<生態的特性>の2行目に、「変化に富んだ陸域・水域移行帯」という言葉があります。一方、17ページ、4-4の「(1)湖と陸との推移帯である湖辺」とあります。「移行帯」と「推移帯」というのは同じ意味なので、統一した方がよいと思います。4ページの方は「陸域・水域移行帯」となっているので、17ページの方もそれに合わせると、「陸域・水域移行帯である湖辺」とした方がよいと思います。あと、4-4の(1)も「湖と陸との推移帯である湖辺」という言葉が煩雑なので、「陸域・水域移行帯である」にしてはどうかと思います。

それでもう1点ですが、4ページの<生態的特性>の5行目、「人活動」となっているのですが、「人間活動」の方がよいのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

移行帯と推移帯はまさにその通りです。私も検索したつもりだったのですが、抜けていました。ですから、「推移帯」は全て、「移行帯」にさせて頂き、「陸域・水域移行帯」とさせて頂きます。

それから「人活動」についても、ありとあらゆるところで「人間」「人間」「人間」と書かれているので、「人活動」にしたということではあるのですが、「人」にしてはいけないところをしてしまったという感じもします。訂正しましょう。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどのダム・貯水池のところを、ずっと考えていたのです。

寺川委員のご意見も、非常に重要な点だと思うのです。ただ、具体的に、撤去というような言葉を入れるのは、これまでの部会での議論の経緯を考えると難しいので、次のようにしたらどうでしょうか。

15ページの4-3の頭書きの最後の2行、「また、すでに存在する……」です。少し文章を変えて、16ページの「(2)ダム貯水池が上下流に与える影響を検討すること」の1項目として移動してはどうでしょうか。もちろん移動する時に、文章を書きかえなければならないので、「また、治水等の機能を大きく持たせることを含め、すでに存在するダム・貯水池等の目的を変更

したり、計画中のもの見直しについても積極的に検討することが必要である。」として移動してはどうでしょうか。

そうすると16ページの「(2)ダム貯水池が上下流に与える影響を検討すること」というタイトルが気になるのですが、とりあえずこのままにしておきましょう。

それで、16ページの「さらに、ダムの建設はその周辺の……」とある文章の「さらに、」を取って、「ダムの建設はその周辺の自然環境や生態系に甚大な影響を与えるだけでなく、その上流と下流を分断する等、社会的・人文的な構造に対する影響も大きい。」にして、一番上に移動します。こうすれば、その次の文章として、「従って、ダム貯水池の計画にあたっては、治水・利水・環境を別々に……」が来て、先ほどの倉田委員が残したいという文章も残って、うまく落ちつくのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

「さらに、」を消した文章2行を一番上に移動することについては、恐らく異論がないと思いますので、そうさせていただきます。

先ほどの議論で、「また、すでに存在するダム・貯水池等の目的を変更し、治水等……」という文章の「治水等」の後に「環境保全」を追加すると決まったのですが、これは入れててもよろしいですか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、入れても構わないと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「また、社会情勢の変化等に伴って」はどうしますか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

それも入れて結構です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「また、社会情勢の変化等に応じ、治水・環境保全等の機能を持たせることを含め、すでに存在するダム・貯水池の目的を変更したり、計画中のもの見直しについても積極的に検討することが必要である。」という文章にして、16ページの(2)の最後の項目として追加するというご意見ですね。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、その通りです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

中村委員の新しいご提案について、皆さま、いかがでしょうか。

村上委員（琵琶湖部会）

どちらかと言えば、15ページの「(1) 流域における適正な水需給に基づく計画であること」の話だったような気がしています。ですから15ページの(1)に入れた方が、おさまりがよいのかも知れません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

まずその前に、文章を含めた内容としては、先ほどの中村委員の提案でよろしいですでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

質問です。

今の修正はかなり見事だと私は思っています。最初の方よりかなりよくなっているのですが、1つだけ気がかりなことがあります。

既存のダムの撤去も含めた再検討であるとしておいた方が、よいと思っっているのです。そんなことはできないと言い切ってしまうのは、問題です。そういう可能性もあると思うのです。すでにあるダムも、場合によっては壊すことも念頭に入れた文案にして頂きたかったのです。それで私は寺川委員の訂正案はよいと思ったのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私も、ダムというものが全て無駄であるという意見には全然賛成しません。無駄という言葉自身には全く賛成しませんが、内容によってはそのように、撤去することが必要である、或いはその方がよほどよいということも、もちろんあると思います。ただ、それは一般論としてはあるのですが、そのことについて、この部会で議論したことが少ないということなのです。今日、ダムの撤去については必ず入れるべきであるという意見が非常に強くなれば、それは1つの議論ですから、ここに書き加えることは何でもありません。ただ、これまでの経緯があったので、私は撤去という言葉を入れなただけです。

ですから、撤去問題を非常にはっきり表に出すのであれば、かなり強く、皆さまがサポートして議論して頂かなければ困るということなのです。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

いや、私も中間とりまとめに書いて出すことには、まだ反対なのです。十分な議論ができていませんから。ですから、そういう可能性を含めるという程度の文章であればと思い、寺川委員の修正案ならよいと思ったのです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

皆さま、ここでいったん休憩を挟んで、少し考えた方がよろしいのではないのでしょうか。私には、今すぐに文章をつくる自信がないのです。

そうしましたら、こうさせて頂きましよう。この件については、殆ど議論をしてないのですが、皆様はいかがお考えでしょうか。

水山委員 (委員会・琵琶湖部会)

それは撤去のことですか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

「撤去」という言葉をはっきりと書くかどうかということです。

水山委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は「見直し」という言葉を使う時には、常に撤去を含めて考えています。しかし、「撤去」をあまり表に出し過ぎると、撤去が目的のようになってしまうので、まだ少し時期尚早かなと思います。

そういう意味で、撤去を含めた見直しと書いても構わないと思います。ただ、アメリカでも、ダムを撤去した時の影響の評価が難しく、なかなか手が出せないとのこと。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

倉田委員がおっしゃったように、ダムの撤去も含むような文言にはしておいて頂かなければなりません。また、中村委員のおっしゃった変更点は非常に結構だと思うのですが、ただ、それだけだと「目的の変更」だけなので、「撤去」について書いておく必要があると思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。

他に発言してらっしゃらない方はどうでしょうか。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

こうしてはどうでしょうか。

私は先ほどの修正するという文章にもう1回戻りますけども、「また、社会情勢等の変化に伴って、治水・環境等の機能を大きく持たせることを含め、すでに存在するダム・貯水池等の目的を変更したり、現存する、或いは計画中のもの見直しについても積極的に検討することが必要である。」として、「現存する」という言葉を加えてはどうでしょうか。こうすれば、撤去だけではなくて、そのままにしておくということもオプションとしてあるわけです。自然の状態にダムが同化してゆくケースもたくさんあるのですが、そういったことも含めて、現存するものについてもあり方を見直すということ、積極的に考えてはどうかという内容になります。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

いかがでしょうか。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

目的を変更するというのは、まさにそういうことを言っているわけです。

ダム貯水池の目的を変更するという事は、例えば多目的から治水にとか、多目的から発電専用にという意味が含まれているわけです。ですから、あまりここに拘泥していてもという感じもします。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

わかりました。そうしましたら、ここについては、休憩中に考えさせていただきます。皆さま、休憩中に相談にのって下さい。

さて、休憩の前に、どうしても議論しておかなければならないという部分がありますでしょうか。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

14 ページの 4-2「琵琶湖へ注ぐ川について」の「(2) 本来の川が持つ機能や環境に回帰できる計画とすること」の下から 3 行目、「さらには、良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林の育成し」の「の」は「を」です。それから続きですが、「水源涵養林を育成し、上流地域の水田面積を確保し、ダムに頼らないなど、総合的な水源確保のための施策を……」とあります。水田は一方においては、「悪い悪い」と言っています。それを考慮すると、ここでは少し水田について言い過ぎのような感じがします。他に何か適切な表現にしなければならぬと思います。

水田を確保するのか、或いはつぶしてしまって山に変えてしまうのか、いろいろ問題がありますから、今の書き方では一方的な意見のような気がいたします。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

いかがですか。

上流域の水田面積の確保もある委員の提案なのです。本来は琵琶湖、川、水田の間を水が上がったたり下がったりするような状態であるということで、水田の重要性を書いていたので、私はここに書きました。

確かに、上流域における水田面積の確保は、琵琶湖と関連を持っている水田とは少し意味が違ふことは事実ですから、ひょっとしたら必要性もあるかも知れませんが、従来の考え方からいうと極めて少数の方がおっしゃっていただけなので、これは削ってしまってもよろしいのではないかと思います。

特に反対のご意見がなければ、そうさせていただきます。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

「上流地域の水田面積」を「農業生態系」という言葉に置きかえて頂いた方がよいと思います。ですから、「良質な農業生態系を確保し」という文章にしてはどうかと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

例えば極端なことを言うと、全てが都市になってしまったら、むちゃくちゃになってしまうということですね。

それでは、そうさせておいて頂いて、また考えさせていただきます。

他には何かありませんか。

なければ、ここで休憩をとらせて頂きたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、再開は15時20分ということで、10分間、休憩をさせていただきます。後方に水をご用意しておりますので、傍聴者の方、どうぞご自由にお飲み下さい。

[休憩 15:20 ~ 15:30]

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、只今から審議を再開いたしたいと思います。

部会長、よろしく申し上げます。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

休憩中につくって頂きました15、16ページの修正案を皆さまにお配りしました。

16ページの(2)にある「さらに、ダム建設は.....」という文章の「さらに、」を削除し、一番上に移動したというのがまず1つです。

それから15ページの4-3の冒頭の文章の最後の2行を、16ページの(2)の下にある項目に移動したということです。この文章は、「また、社会情勢の変化に伴って、治水・環境保全等の機能を大きく持たせることを含め、すでに存在するダム・貯水池等の目的を変更したり、現存する、或いは計画中のもの見直しについても積極的に検討することが必要である。」という文章になっています。

では、これ以外のことについて、特に何かご発言になることはありますか

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

先ほど発言しました「農業生態系」という言葉がよくないような気がしてきました。「農地生態系」ではないかと思います。お調べ頂いた方がよいかも知れません。

それから、先ほどの私の訂正案だと「良質な」という表現が重なりますから、「保水力を有する」等の言葉に変えて頂いてもよいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他によろしいでしょうか。文章については、私自身も気になっているところがありますので、変えさせて頂くことがあるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

では、ここで一般傍聴者の方々からご意見を承りたいと思います。

傍聴者（竹田勝博）

資料2補足の表の縦の欄は「淀川水系共通」、「総合」、「琵琶湖の水位管理」、「流入河川」とあるのですが、一番下に「内湖・湿地」を入れてもらいたいと思うのです。私は以前にも何度か内湖・湿地についてお話ししていたのですが、この部分が欠落しています。

中間とりまとめの中には、湿地や内湖について多々出てくるのですが、テーマとして中間とりまとめに加えて頂きたいと思います。そして、最終答申に向けて審議をして頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

従来は意見をお聞きしていただけていたのですが、今日は最後ですので、お答えしたいと思います。

竹田さんのご意見は、中間とりまとめの4「主な施策別の計画および整備の方向性」の中に「4-6 湿地・内湖」といったように付け加えよというご意見でしょうか。

傍聴者（竹田勝博）

はい、そうです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

大変申し訳ないのですが、17 ページに「4-4 湖岸・水辺について」のがあります。この中に湿地・内湖という言葉は、今見ただけでも5回以上出てきます。湖岸・水辺の中には、湿地・内湖や沿岸も全て含まれているということであり、その中でも湿地・内湖が特に重要であるということは「4-4 湖岸・水辺について」に書いてあります。今後の議論で考えさせて頂くことはできますが、現段階では、例えば「4-5 水質について」の後に湿地・内湖について書くのは難しいのではないかと思います。ここを変更することになると、今日議論しなければならないから無理だというよりは、既に書かれているのではないかと考えています。

委員の中で、どなたかご意見はありませんか。

西野委員（琵琶湖部会）

湿地・内湖の位置付けですが、基本的にこれは琵琶湖の湖岸の一部であると認識すべきものです。水位が上がれば琵琶湖の一部になり、水位が下がれば、独立した内湖となるわけですから。

例えば、明治29年の洪水の時には、湿地や内湖は冠水してしまっただけで琵琶湖の一部になっているわけですが、こういうところを、陸と水との移行帯、或いは推移帯と呼んでいます。湿地・内湖だけが独立しているわけではなく、湿地・内湖も含めた水辺そのものを移行帯と認識して

いるということです。全て今の湖辺・水辺という概念の中に、湿地・内湖というのは含有されているものです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他のところで申しますと、例えば17ページの「4-4 湖岸・水辺について」の5行目にある「繁殖・棲息場所であるのみならず、水質浄化の場ともなる湖の沿岸帯と、湿地・内湖の保全・復元に努めることが必要である。」とあります。沿岸帯で十分であるにもかかわらず、あえて「湿地・内湖の保全・復元に努めることが必要である」と書きました。

竹田さんがおっしゃっている重要性というのは非常によくわかっていますし、水位の変動等も含めて、こういうやり方を検討しなければならないと中間とりまとめに書いてあります。

傍聴者（竹田勝博）

湿地・内湖を破壊してきたことに対する、反省と見直しが大事だと私は言っているのです。

湿地・内湖の扱いが文章の中で書かれているだけで、今後いったいどれだけ最終答申に向けた課題が討論できるかを考えると、ただの文章だけではなくて、項目として考えて欲しいということをお願いしているのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それはわかりますが、具体的にどのような文章にすればいいのか、ご提案はありますでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

学術的には、湿地・内湖は湖岸・水辺に含まれるということだと思いますが、一般的には、湿地・内湖が湖岸・水辺に含まれるとは思えないのです。そういう意味では、ひとつの項目として湿地・内湖を取り上げて、これまでの経緯と今後について触れておくことは大切だと思います。4-4の(3)として「湿地・内湖の保全・復元に努めること」というような表現をしてはどうかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それですと、また何行か文章をつくらなければなりませんので、難しいと思います。

ただ、「4-4 湖岸・水辺について」の項目名を「湖岸・水辺（湿地・内湖を含む）について」と変更すれば、それは成り立つと思います。内湖・湿地については、4-4に書かれていますから。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

それでよいのではないのでしょうか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

「それならばこれも追加して欲しい」といった意見が次々に出てくると大変困るので、できるだけ変更したくないという気持ちもありますが、一方では、これまでの部会の議事録にも、内湖・湿地についてかなりの範囲内にわたって何度も意見が出てきていますし、内湖・湿地が非常に大事だということも事実です。

従って、括弧をつけて変更するのは、それほどおかしいことではないと私個人は思っています。皆さまはいかがでしょう。

村上委員 (琵琶湖部会)

私も変更した方がよいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

そうしましたら、首をかしげてらっしゃる委員もおられますが、「4-4 湖岸・水辺 (湿地・内湖を含む)」に変更したいと思います。

それでは、一般傍聴の方々に、ここだけは文章を直すべきだ等、特にご意見ありますでしょうか。

ないようですから、委員会の審議へ戻ります。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

20ページの下から3行目に「NPO」という表現があるのですが、その他の部分は全て「NGO・NPO」となっています。すべて「NGO・NPO」一緒にしておいて頂いた方がよいかと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

これはミスです。NGO・NPOにさせて下さい。

他にはなにかありませんでしょうか。

西野委員 (琵琶湖部会)

5ページの「2-2 問題点」の「(1) 環境面」の「特に、」ではじまるパラグラフの6行目です。「浅い水域の喪失はオオクチバス (俗称ブラックバス)・ブルーギル等の外来魚の繁殖適水域を、格段に増大させる要因にもなっている。」とあるのですが、これは事実なのでしょうか。この文章では断定していますが、きちんと実証されているのでしょうか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

ブラックバスに関しては、まだわからない点が多くあるのですが、この点だけは、ほぼ証拠立てられて書かれています。それをどなたが書かれているのかは、今ここではわかりませんが、そういった報告を集約したプリントが研究会で配られていました。そのプリントは西野委員もおそらくご存じだと思います。それから、新聞等でも公表されていると思います。

西野委員（琵琶湖部会）

確認されていけばよいのですが、断定されている以上はそれなりの根拠が必要だと思えます。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。観察の記録が新聞等で数件、それから他のペーパーでも出ていたので、先日それらを集約してお配りした機会がありました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、その点については倉田委員がご専門であると思えますので、そのペーパーを教えてください。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、わかりました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

当然ながら、今後いろいろな質問が来た時に、事実と反する、或いは根拠があやふやであれば、誰から言ってきたとしても、間違いは認めなければなりません。私自身もお聞きますが、皆さまもどうぞよろしくお願ひいたします。

今のところ、専門の方がおっしゃっていますので、このままにさせて頂いてよろしいでしょうか。それでは、そうさせていただきます。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先日、河川管理者から中間とりまとめに対する質問というプリントが郵送されてきていました。それには、外来魚についてどうすればいいのかという質問の項目がありました。現在判っている範囲で、その返答コメントを既に用意しています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

倉田委員が返事をなさるといことでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、返事をしなくてはならないだろうと思い、一応のコメントを用意しました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

コメントをもう既に送られたのか、それとも、まだコメントを用意していらっしゃるだけの、どちらでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

いや、まだどなたにも送っていません。

今日、その話が出てきましたら提出しようと思って、用意はしています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございます。

他にご意見はありますか。

ないようですね。そうしましたら、琵琶湖部会の中間とりまとめはこれでよろしいでしょうか。もし、何かあればあとでご意見を頂くということにさせて頂きたいと思います。

さて、次に資料2 補足の表についてです。

まことに申し訳ありませんが、私はこの表を見直していません。しかし、これは参考資料ですから、中間とりまとめの後ろにつけさせて頂くということによろしいでしょうか。

この資料は他の資料と言葉遣いが少し違ってきます。例えば、委員会では「川」という言葉に琵琶湖も含めた湖も全て含まれていると書いてありますが、琵琶湖部会では「川や湖」という書き方にしています。もちろん河川整備計画というような場合は「河川」という言葉を使っています。そういった変更等々までは、資料2 補足ではしていませんが、あくまでも参考資料ですから、少くも言葉遣いの違いがあってもよいのではないかと私は思っています。

この資料は作業部会で作って頂いたものですし、これを参考にしながら中間とりまとめをつくりはじめたことは事実ですので、参考資料として添付させて頂いてよろしいでしょうか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

個人的な意見になるかもしれませんが、この表は中間とりまとめに入れることを意識してつくったわけではないのです。単なるたたき台としてつくったものですから、見て頂ければわかりますように、このマトリックスには内容やキーワードが不足しています。もしこれを中間とりまとめにつければ、「作業部会ではこんなことしか考えてないのか」と笑われそうなので、私自身としては、「みっともないからやめておいたほうがいい」という気がします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そうでしたか。申し訳ありません。先ほどの私の言い方を全く逆さまに言えば、あくまでもこの資料は中間とりまとめの下敷きとして作業部会が考えて頂いたということであれば、つなくてもよいのですが、作業部会メンバーの皆さまはいかがでしょう。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私はあまりこだわっていません。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

淀川部会の中間とりまとめにはこういうマトリックスが入っていますね。それを意識されて、川那部部会長は最後につけるとおっしゃったのかなと思ったのですが、もしそうでなければ、このマトリックスを載せるのは少し恥ずかしいと思います。十分に吟味して作成したものではありませんから。注釈つきで添付するのなら結構ですが、中間とりまとめの本文の中に付け加

えるのは反対です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

淀川部会の中間とりまとめを考えに入れなかったとは申しませんが、淀川部会のものとは位置ややり方が違うので、全く同じになるような気はしません。

それでは、申し訳ありませんが、先ほどとは逆に、これはたたき台の一部であると考えて、中間とりまとめには入れないということにさせて頂いてよろしいですか。そうしましたら、そうさせていただきます。

それでは次の議題「今後の活動内容について」に入らせて頂きます。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

その前に、細かな語句の修正等については、川那部部会長に一任するという確約をとって頂いた方がよいのではないのでしょうか。今後、修正意見がいろいろ出てくるかもしれませんから。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、内容にそれほど大きく関係しない語句の修正については、私にお任せ頂くということでもよろしくお願いたします。

それでは、今後の活動内容について、資料3を中心に庶務の方から説明して下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料3-1を説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

それでは、何か質問等がありますか。

村上委員（琵琶湖部会）

1つ質問よろしいですか。

論点別の作業部会の提案があったのですが、論点としてイメージされているものは一体何なのか、教えて下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

1つの例として、資料3の10ページに論点別作業部会のイメージを書かせて頂いています。具体的にどういう論点にするのかは、これから委員の皆さまで議論をして頂かなければなりません。例えば、治水のあり方として、壊滅的な被害を防止するというご提案を河川管理者から頂いているわけですが、この中身を詰めるための作業部会、或いは水の需要の管理について、具体的な法制度や仕組みについて、水位操作等についての作業部会も考えられるだろうという

ことで、資料にまとめさせて頂いています。各部会の中で論点ごとに分けて議論するのではなく、全部会を横断して全体として議論するというとも考えられるのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

これについては、運営会議で少し議論をした程度で、委員会としてどうするかは決まっています。しかし恐らく論点ごとの作業部会のようなものが必要になるのは確かだと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

少し関係がありそうですから、質問させていただきます。

先ほど申し上げたように、河川管理者からの質問が出てきています。すでに委員の皆さまはご覧になっていると思います。あれを見ていると、個々の質問について、例えば外来魚の話でもそうですが、部会でも委員会でも外来魚について議論をしていませんし、説明もされていないのです。結論の部分だけを少し話しているだけなので、これはどういう意味だという質問が出てきているわけです。

ですから、河川管理者からの質問への返答は委員会で若干議論して、了解を得てから出すべきではないでしょうか。或いは、専門部分については、これはあの委員が答えたらよろしいという承認を得てやるべきではないだろうかと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

過去においては、委員会として質問に答えたことはありません。それから、委員会に対する要望等が来たことがあります。委員会に頂いてもしょうがない要望が殆どだったので、委員会としては対応をしていません。従って、その件については、今後どうするかは決まっています。

今おっしゃって頂いたようなことを考え、やはり委員会として対応しなければならないような問題がもちろんあるでしょう。しかし、この部分については委員会ではなく、琵琶湖部会として答えるべきであるというご意見があれば、それは答えを出していくほかないと思います。委員会についても、私は責任者ではありませんが、恐らくそういう形をとらざるを得ないのではないかと思います。

それでは、今後の琵琶湖部会の活動内容について考えたいと思います。委員会の委員を兼ねていらっしゃる方はもうご存じかもしれませんが、いわゆる「河川管理者」が質問をしたいと委員会に対して言っています。これは極めてまともなことであり、個人的には大変歓迎しています。いろいろ議論をしないといけないことです。

現在、委員会に対する質問と淀川部会に対する質問が出ています。今後、琵琶湖部会に対する質問が出てくる可能性は十分にあります。これをどのように扱うかという問題ですが、私は、各部会の中間とりまとめも形式上は委員会の中間とりまとめとして出てくるわけですから、極めて形式的に言えば、いわゆる「河川管理者」からの質問に対する答えは、委員会がすべきものではないかと思っています。5月15日に開催される第11回委員会では、委員会と部会に対する質問事項について議論をし、その中ですぐに答えられるものもあるでしょうし、よく考

えないと答えられないものもあるでしょう。中には「ごめんなさい、答えられません」というものもあるかも知れませんが、とにかく対話をずっと続けていかなければならないと思います。いずれにしても、いわゆる「河川管理者」からの琵琶湖部会への質問について委員会で議論をする時には、事前に琵琶湖部会を開かなければいけないかもしれませんし、今後の委員会には、まことに申し訳ありませんが、できるだけ琵琶湖部会の委員の皆さまにも出席して頂くよう、お願いしなければなりません。

私の想像で言えば、5月15日の委員会では、琵琶湖部会に関する質問は出てこないだろうと思いますが、6月6日の委員会には出てくる可能性が十分にあります。その場合は当然ながら、事前に委員の皆さまに質問項目が届くはずだと思います。ですから、十分に考えた上で、どう対応するかを考えないといけないという問題があります。その点、どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、資料3-1についてですが、琵琶湖部会として、幾つかのことを必ずしなければいけないと思っています。1つは、関係住民の意見の反映をするためにはどうしたらよいかという問題についてです。これまで、何回かそのための試行をやってきましたが、また違ったやり方してみなければならぬということ、琵琶湖部会で非常に強く言われていることです。河川整備計画原案が出てくる8月9日以降は大変忙しくなると思うので、意見聴取のための試行は、できるだけ6月か7月にするのが適当ではないかと思います。その点について、ご意見を承りたいと思います。

次に、この段階で現地の調査が必要であるかどうかという問題があると思います。現地の調査をするだけでなく、先ほどの意見の反映のための試行の会のようなことも一緒にしてみてもいいのではないかという気がします。丹生ダムの現地を幾らか見ておくことは、いつかの時期には必ず必要なのではないかと思います。以前に一度視察していたとしても、ダムサイトまでしか行ってませんから、やはり最上流まで見るのが大事ではないかと思います。そこでいろいろ説明等があり、それが同時に意見聴取の機会になるということであれば、なおよいのではないかと思っています。

8月8日に河川整備計画の原案が出される予定になっているので、6月か7月に住民の方々の意見を反映するためにどのような方法があり得るのか、そのための試行をしてはどうだろうか、その時に余呉川の上流まで見てもよいのではないかというのが、私の個人的な考えです。何かご意見ありましたら、是非頂きたいと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

住民意見の反映の部分についても関係するのですが、今日庶務から出して頂いた資料3-1の活動内容だけでは、ちょっと不足しているのではないかと思っています。

これまでに一般の方から意見募集をしてきましたが、今後は双方向の対応が非常に大事だと思います。それと同時に、関係省庁や関係する行政の方々との調整は、基本的に河川管理者に任せるということになっているのですが、流域委員会として直接お話を聴く機会があった方がよいのではないかと思っています。本当に実行性のある河川整備計画にしていくためには、今いったい何が問題なのか、農業関係や都市計画関係に携わるの方々から直接話を聴いて把握して

おくことが必要だと思えます。それを論点別の作業部会とするのか、部会とするのかは議論があるところだと思えますが、そういう機会を時間があるうちにはしたほうがよいと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

具体的なご意見です。より具体的に何かありませんか。

村上委員（琵琶湖部会）

資料3-1の中では、関係者の方に中間とりまとめの内容をPRすると書いてあります。PRすれば、きっと文句が返ってくるはずなのです。文句を言ってきて下さる方というのは、意見を持ってきて下さるはずなので、もしかしたら建設的な話ができるかも知れません。

ですから、是非文句を言いに来てくれということで、中間とりまとめを送付して欲しいと思えます。行政に限らずNPOでもよいし、例えばもっと土地改良区みたいなどころでもよいのですが、とにかく送って、文句を言いに来てもらう。そして、文句を言いに来てもらった場で、相談し議論する場を是非つくりたいので、方法としてはそういう呼びかけ方があると思えます。

あとは委員が来て頂きたいと思う方を呼ぶ方法もあると思えます。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

私の認識が違っていたのかもしれませんが、資料3-1の1ページ目に「委員会全体の概略スケジュール(案)」があります。いろいろな問題点を整理して部会をつかって、今回中間とりまとめを作成しました。これを反映して河川整備計画の原案ができ上がり、最終的にはこの流域委員会のアウトプットとして河川整備計画ができ上がると、私は認識していました。全ては河川整備計画に収れんしていくものだと思っていました。

2ページ以降、例えば4ページを見てみると、最後には最終提言ができるようになっていますが、最終提言をつくるのではなくて、あくまでも最終成果品は河川整備計画ではないかと思えます。従って、中間とりまとめを紹介する会は必要ですが、パラレルに横断的な部会等をつかって議論をしていくのだと思えます。

結論としては、作業としては非常に困難だろうけれども、河川整備計画をつかっていくのだと思えます。従って、河川整備計画の原案が出て議論し、その原案を次々に一般の方に知って頂いて、意見も吸い上げながらでなければ、収れんしていかないように思うのです。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

私も、はっきりしておいた方がよいと考えていました。仮に、流域委員会も河川整備計画をつかっていくということになれば、河川整備計画に対する責任の一端を負うということになるわけです。この流域委員会がそういった性格の委員会かどうかということです。そのために我々は選ばれたのかどうかということも含めて、ひとつの問題だろうと思えます。

それがまだはっきりしてないのですが、私は、あくまでも河川整備計画は河川管理者がつくるもので、流域委員会は委員会として最大の努力をして、市民や社会の一般的な考え方を反映するような方向性を示すということに留まると思えます。それを受けて河川管理者が河川整備

計画をつくる。それに対する一定のフィードバックは流域委員会の役目だとは思いますが、河川整備計画については河川管理者が全て責任を持ってやらなければいけないことです。あえて言えば、河川管理者が流域委員会に提言をしてもらって計画をつくるということ自体にも、私は若干疑問に思っています。

これまでの計画のあり方については、河川管理者自体も様々な思いなり反省なりを持っているわけですから、河川管理者が全て責任を持ってやっていくということがまずあって、法制度上は、それに対して市民の意見を反映する1つの仕組みとしてこういった委員会を持つということだと思います。これについては、運営会議なり委員会が、きっちり方針を明らかにした方がよいだろうと思います。

それからもう1つは、先ほどの村上委員のご意見についてです。流域委員会が省庁や自治体の意見を聴く機会を持つ時に、そのやりとりはどういう関係でやりとりしているのかということをはっきりしておいた方がよいだろうと思います。

流域委員会が中間とりまとめの中で求めていることに対する疑義等を自治体や省庁が直接流域委員会にぶつけるのは非常に難しいだろうと思います。但し、我々が情報を収集して、あくまでも市民、或いは社会として、河川管理者に対して、「こういう側面があるので、河川整備計画の中で十分考えて欲しい」と言うことはできます。つまり、「我々流域委員会が思っている部分と自治体や省庁が思っている部分にずれがあるかも知れないし、それが河川整備計画をつくっていく上で問題になるかもしれない」とは言えると思います。

そうすると、その機会の持ち方はどうなるのかということ、村上委員が先ほどおっしゃったように何らかのやりとりをしないといけないと思いますが、やはり流域委員会の方が課題をはっきりさせて「ここが知りたい」と、きっちりと自治体や省庁に出さなければならないと思います。

#### 川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

この議論は流域委員会の準備会議の時からずっとつながっているものなのですが、最終的な責任は明白に国土交通省、或いは近畿地方整備局にあります。従って、委員会や部会が何を言おうが一切聞かないという態度をとられても、法律上におかしいということはありません。

しかし、国土交通省はこういう委員会をつくりはじめようと思われたということをおっしゃっていますし、国土交通省は従来のやり方ではないことをやろうとお考えになっています。

この中間とりまとめに対して、例えば8月に河川整備計画原案が出てくることは恐らくないような気がします。こういうところはどうか、では、ここはどうでしょうか、河川整備計画原案を立ててみたのですがどうでしょうかといったやりとりがあり、いろいろ議論をしていきながら、最終的に河川整備計画として国土交通省から出るでしょう。

我々流域委員会には、国土交通省に対する責任は絶対にありますが、法律上の責任は全くないと思います。しかし、国土交通省に対する責任はあるわけですから、河川整備計画において、ここはこのようにしなさい、これはやってはいけませんということは言うべきです。

近畿地方整備局は全く新しいやり方をしようとしています。通常であれば、はじめに河川整備計画原案を出してきて、これでよいか、よくないかという具合にやれば話は済むわけですが、

社会的にそうではなくなってきたからこの委員会のような方法を取り、またそれに賛成した我々流域委員会は、近畿地方整備局に対して責任を持たなければいけないのではないかと思っています。

ですから、最終的な河川整備計画についても、もしも大変な問題点があると思えば、流域委員会の意見を近畿地方整備局が聞くのか聞かないのかということは無関係に、流域委員会として追加意見を当然出さなければならない場合があるかも知れません。

それからもう1つですが、「農林水産省が出てきていないのはけしからん」ともっと言いたいのです。滋賀県の河港課が出席してきていらっしゃる時に、河港課だけではなくて他の部署の方も出てきて欲しい、或いはこの部会のことは関係部署全てに伝わっているのですね等と言っています。しかし、委員会や部会が、自治体や関係省庁に意見を聞きたい、意見を言いなさいと言える権限は持っていないと思います。

私は、そういうことについてある程度まで聞きたい、一般的に聞きたいというのがあるということでは、反映する仕組みをつくるということについては、一体どういう仕組みがあり得るのかというようなことに対する試行の中で、その日その日ご意見を聴くということも含めてですけども、どういうあり方があるかというのは、いろいろ考えないといけないのかも知れないです。

例えば、積極的に部会に来ている人間だけに意見を聴いてはいけないというご意見があった一方で、選挙で選ばれている人が住民意見の代表であるという話もありました。それだけでよいかどうかは別にして、代表というのは大事なわけです。ただ、そういった代表の方に聴いてみることにはどういう意味があり、どういう限界があるのかを知りたいと一方では思っています。そういう意味で言うと、自治体でも管理組合でも何でもよいのですが、そういうところにいらっしゃる個々の方の意見を聴取し反映されるような仕組みをつくり上げるためには、どういうやり方をやるのがよいか、そのための試行の中であれば、先ほど村上委員がおっしゃったようなことは十分に可能だと思います。部会が、ある団体の意見に公式な意見を言いなさいとお願いするのは難しいでしょうし、そもそも部会の方も一枚板で動いているわけではありませんから、無理だと思うのですが、できるだけいろいろな形での試行の実験をしたいと思えます。

ですから、以前に村上委員からご意見を頂きましたが、どこかの村へ行って、委員が勝手に話を聴くというような試みはあり得ると思いますし、いろいろな団体へ出かけて聴いてみるということもあり得るでしょう。そういう試行を少しずつでも、していかなければならないのではないかと思っています。それほどうまくいくとは思っていませんが、とにかくやってみなければいけないのではないかと思うのです。

#### 村上委員（琵琶湖部会）

もう1つやり方としては、委員が自分のつても使って、とにかく中間とりまとめがここまでできたのだけでも、これについてコメントをくれということで、1人10部ずつくらい渡して、配布するという方法もあります。そこでもらった意見を部会で出す等、広がりを持った意見聴取ができるのかなという気もします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

おのおのの人間がいろいろな人に、中間とりまとめを出してみたのですがどう思いますかというように、いろいろ聴いて頂き、もしご意見が出てくれば、それは大変よい意味を持つのではないかと思います。

そこは非常に積極的にやられた方がよいと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

とにかく計画をつくるプロセスの中に何かしらの形で関わっていかなければ、計画を共有してもらえません。「勝手に委員会で作ったのね」「国土交通省がやったのね」というふうになってしまうことが、一番恐ろしいことだと思っています。とにかくいろいろな人たちが関わってこういうものがつくられてきていると話して、一緒に考えてもらう機会を設けることが大事だろうと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

資料3-1の4ページです。我々が河川管理者から出された河川整備計画原案を審議する問題と、この中間とりまとめを完成させるプロセスをしっかりと分けておかなければ、まとまりがなくなってしまって、何を議論しているかわからなくなってくると思います。

我々の役目は、河川整備計画原案を審議して、立派な河川整備計画案をつくるための手助けをするということだと思います。4ページを見て頂きますと、中間とりまとめには不十分なところがあります。これから河川管理者から質問を受けて、それに対するが我々の勉強会みたいなもので、がその質問に対して部会では対応し切れない難しい問題を他の部会や委員会も含めて全体のメンバーで議論をしてとりまとめていく過程だと思います。もう少しわかりやすく、この表をまとめて頂いた方がいいと思います。

それから、住民意見の反映方法の問題がありますが、これについてはちゃんとした考え方をまだ出してないわけです。取り敢えず、まだこの部会には仕事がたくさん残っているということだと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

こうした議論をしたり、住民の方の意見を聴いたりしていることが、河川整備計画づくりになっているという点では、同時並行で進んでいるのではないかと思います。

そういう意味では、資料3-1によれば、12月までに提言をまとめるというスケジュールになっているわけですが、これまでの議論の経緯等を踏まえると、このスケジュールで提言が出していけるのかという不安があります。他省庁、或いは自治体、住民意見をきっちり反映していきながらだとすると、やはり時間が足りないと思うのですが、いかがでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

結果として時間が足りないということはあるかもしれません。実は私は中間とりまとめ

を5月に出すなんて、無茶を言うなと思っていました。しかし、かなり努力して、まあまあの中間とりまとめができたと思っています。まあまあというのはほめた意味ではありません。30点ぐらいかもしれませんが、とにかくできたのは事実です。ですから、12月なら12月までにかなり無茶をしてでもやるという努力目標を決めておくのは、かなり大事なことではないかと思えます。結果的にどうしても無理だという場合はあるでしょうが、延びてしまうことには謝罪しなければならないというくらいに、厳しく考えておいた方がよいような気がしています。そうでなければ、進まないと思えます。そういう努力目標でやっていく以外に手が無いのではないかと思えます。

本日の部会で、6月、7月に何をどうするのかを考えなければいけません。例えば、7月は少し余裕があるから何をやるかを考えて頂きたいと思えます。6月4日の部会については今日決めなければならないと思えます。

次の部会では、一度、美しい新緑を見に行きませんか。行った時には、丹生川だけではなく、例えば、ある村の中へ広がって行って見てみるというようなことも含めて、あの辺りで何かをやるというのはいかがでしょうか。そして、それとは全く違う意見の聴取の方法を6月までに考えて頂いた上で、7月に試行してみるということはいかがでしょうか。

以前のお話にありましたが、例えば3人の委員はどこかに行き、別の3人の委員は全然違うところに行って話を聴くというやり方も含めて、とにかくいろいろな形でお聴きする方がよいのではないかと考えています。そうすると、6月4日は午後だけでは無理ですね。朝から夕方までやらなければいけないのではないかと思えます。

ついでにもう1つ言いますと、6月6日に委員会がありますから、6月4日の部会までに、琵琶湖部会の中間とりまとめに対するいわゆる「河川管理者」から質問事項が来ているに違いありませんから、質問がどういうものであるかということは十分にご承知の上で、現地視察、或いは試行にお集まり頂くということになります。

そういうことですが、どうでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は現地視察、特に丹生ダムに行くことは賛成します。ただ、時間的な関係で12月までそれほど時間がないわけです。6月も委員会と琵琶湖部会が入っています。さらに現地調査というものが入ってくると、かなりタイトなスケジュールになってきます。本日の部会も委員のご欠席が目立ちます。そうすると、現地調査に行くにしても、参加者が少なくなるのではないかという懸念があります。

そういった意味では、来年の3月か4月くらいに最終提言をとりまとめるという余裕のあるスケジュールにした方が、少し余裕ができてくるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

皆さまいかがでしょうか。

私はやはり外に出ないと仕方がないではないか、部会でこうやって座っているだけではいけ

ないのではないかと考えています。現場へ出ないといけないとなると、6月4日か7月4日に、例えばそのような会をしてはどうかということです。

ついでに言うと、例えば丹生ダムには、もっと議論が進んでから行った方がよいと思わなくもないのです。ただ、7月以降は大変忙しくなると思うので、それこそ別の日を設定しなければならなくなり、多くの委員が出席できないということになりかねません。議論としては煮詰まっていないことは十分承知の上で、多くの委員が参加できる6月か7月しか、日はあり得ないのではないかと、私は感じてします。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

資料3-1の日程がなぜタイトなのか、よくわかりません。いったいどこにどんな問題があるのかさえわかっていない状況で、なぜ、スケジュールが厳しいのではないかとといった議論が出てくるのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

6月4日に現地調査に行くとなると、その次の7月4日の琵琶湖部会で、河川管理者の方から質問についての議論をすることになると思います。その後、河川管理者とキャッチボールしながら、8月に河川整備計画原案が出てくるということになっています。ただ、河川管理者の質問は、かなり厳しい内容になっています。それに対して正確に答えていこうとすると、7月4日の議論だけで終わるとは私には思えません。きっちりした回答をするためには、相当な議論を重ねなければならないと思います。委員の間で意見が一致しているわけではありませんから。そういったことをしながら、論点別の検討がさらに加わっていく等々を考えると、非常に厳しい日程になるのではないかと考えたのです。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

スケジュールについては、また後で考えればよいのではないのでしょうか。今から考えるのは大変です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

いわゆる「河川管理者」の質問に、その質問が前もって委員に配られているとしても、6月6日の委員会で回答を出すことは不可能だと思っています。

質問の真意は何ですかと、こちらから質問しなければならない場合もあるわけです。その質問に対して、「河川管理者」が答えてくれるということも考えれば、琵琶湖部会の委員の皆さまに委員会に来て頂いて、いろいろなことを話して頂いたとしても、やはり委員も一枚岩ではないだろうと思いますから、いろいろ話を聞きながら、そうかそうかと少しずつ進んでいくことになると思います。まさにキャッチボールになると思います。

ですから、琵琶湖部会が前もって「河川管理者」からの質問について、ある程度まで議論することは大事だと思います。しかし、回答を決めなければならないとは思っていません。ですから、そういう意味では、6月4日の部会で全面的にそれだけをする必要はないのではないかと

と思っています。

委員の皆さま、いかがでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

お話を伺っていて、スケジュールについては少し気が楽になりました。しかし、重要な部分について、共通認識のもとに共有化していくことは必要です。例えば本日も、ダム・貯水池をめぐってかなり議論をしたわけですが、こういう議論をすることも必要だと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

委員の皆さまは、あのスケジュールを見て「厳しい」と言っておられますが、私はそれほど厳しいとは思っていません。もちろん寺川委員のおっしゃるように、次回の部会で視察に行っただとしても、いろいろな議論をしなければならないのは確かです。

いかがでしょうか。次回の部会でどこかに見に行こうと思っているのは私だけでしょうか。

村上委員（琵琶湖部会）

私は川那部部会長のご意見に賛成です。

1つ提案したいのは、午前と午後である程度までいろいろなところを回った後で、夕方1時間くらいだけでも、河川管理者からの質問の対応について、話をするための部会をした方がよいのではないかと考えています。

あと、現地視察に関して、できるだけフィールドを歩く機会をつくりたいと思っています。特に今、問題となっている下流部の天井川、或いは洪水の起こりやすいところ、それから、移住された方が住んでらっしゃる地域も近くにあるので、お話ができる機会があればよいと思っています。

それともう1つは、ダムに関しては、法的な手続やこれまでの経緯を河川管理者の方からきちっと情報提供をして頂きたいと思っています。以前にパンフレットを頂いていますが、簡単な経緯しか書かれていないので、ダム対策委員会がどのような地域にあるか、或いはどういうところにどれだけ負担があるかといったコストや工事進捗率に関して、情報提供をお願いしたいと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

6月4日の丹生ダムの流域見学の時に話を聞くのがいいのではないのでしょうか。これまで、我々はダムについてきちんと聞いたことがありません。ですから、現在どういう問題があり、何のためにダムが必要で、それがどういう計画になっているか、ダムをつくれれば物理的にはどういった問題が起こってくるかについて、きちんとしたデータを基にした話を聞く必要があります。ただダムに来ました、ここにダムができる、このダムはまずい、このダムはやめなさい、という具合に単純にはいかないと思います。データを要求すべきところは要求していくべきだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その通りだと思います。ですから、6月4日に仮に現地視察をするとすれば、いわゆる「河川管理者」には大変迷惑をかけますが、やって頂きたいと思います。

それから、ダム・貯水地計画については「上下流の連続性を大きく損なうもの」と中間とりまとめにも書いてありますが、一般論としてそうに違いないことは確かです。しかし、本当にどうなのか、上下流に与える影響はどういうものなのかについて、今後「河川管理者」に話をしてもらおうとすると、その上流には一体どんな山があり、どうなっているのかを知らないわけにはいかないだろうと思います。

ですから、やはり現地は見ておかなければならぬだろうし、また、江頭部会長代理がおっしゃったように、具体的なダムに関するデータを提供して頂き、話を聞いておかなければなりません。

それでは6月4日に、長浜、或いは木之本の辺りを中心にしているいろいろ見るということでしょうか。丹生ダムに関する諸元等々のデータをご説明頂く、行くのなら上流まで見る、それから、あの近辺で住民の人たちの意見を聴き、その後一応時間をあけて、「河川管理者」からの質問に関して議論しておきたいものだけは議論する、ということにさせて頂いてよろしいでしょうか。ありがとうございます、ではそうさせて頂きます。

7月以降の活動内容については、是非皆さまでお考え頂きたいと思います。特に住民の意見を反映する仕組みについてお考え頂きたいと思います。

8月、9月、10月は日程を組んでおりませんが、それはまた改めてご相談をさせて頂きたいと思います。

残り時間は少ないですが、他に何か特にありますか。

松岡委員（琵琶湖部会）

中間とりまとめに戻ってよろしいですか。

先ほど倉田委員が言われました外来魚のことですが、大きな間違いではないかと思うところがあります。

5ページの中段なのですが、水位の変動の影響を受けたのは、琵琶湖にいる在来種なのです。在来魚は適応能力もないので、水位変動の影響を受けたのだと思います。逆に、ブラックバスやブルーギルは適応能力が高いので、水位変動に耐えて増殖しているということだと思うのです。ですから、ここには外来種のことではなく、どんな在来種が減っているのかを書いてもらった方がより伝わりやすいのではないかと思います。

外来魚の増殖は浅瀬の喪失とは関係ないと思うのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの倉田委員のご意見と全く正反対なのですが。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

松岡委員のお話は十分存じています。私もそう考えています。大事なことは湖岸域が狭くな

ってしまい、在来魚は生息域を狭められてしまったということです。水が下がってくると、ことさら在来魚の住んでいるところは減りますから。ですから、むしろここでブラックバスのことを考える必要はないのかもしれませんが。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今、そういうことを言って頂くと大変困ります。それでは、少し時間を延ばして、議論をしましょう。

先ほど、5ページの中段にある「浅い水域の喪失はオオクチバス（ブラックバス）・ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を、格段に増大させる要因にもなっている」という記述は本当ですかという問いかけに対して、倉田委員は根拠となるデータがあると答えられました。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ブラックバスは深いところにいるのです。産卵時には浅いところに来ますが、普段は浅いところには余りいないのです。水位が下がっていきますと、棚の部分が狭くなって減ってきますから、ブラックバスの繁殖適水域が増えるということだろうと理解したのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

申し訳ありませんが、必要条件と十分条件を十分に考慮して下さい。対偶定理は正しいですが、常に逆定理や裏定理が正しいとは限りません。

ここには、浅い水域の喪失は外来魚を増やしていると書いてあるわけです。ですから、増えていない理由は、深い水域の喪失であるということとは同じです。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

言葉が抜けているのです。浅い水域の喪失は在来魚の生息域を減らし、モロコ、ヒガイという在来魚はここで生息できなくなってしまうということです。つまり、「極端に影響を受ける」という言葉が入ればよいわけです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

おっしゃる意味は、浅い域の喪失はホンモロコやアユの在来魚を減らし、オオクチバス、ブルーギル等の外来魚の繁殖を格段に増加させる原因になっているということですね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

そうです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それは本当でしょうか。例えばアユについていうと、浅い水域の喪失とは一体何でしょうか。川の産卵魚についてはわかりますが、それ以外のところでアユの子どもなり何なりの生息が、沿岸の浅い水域がなければどうなるかということについてのデータはありますか。

もし、根拠があやしいということであれば、この3行については削って、今後の問題として残さざるを得ないということになります。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

松岡委員がおっしゃったことは、浅い水域の喪失は在来種を減少させるということですよ。オオクチバス等は、その「浅い水域の喪失」とはあまり関係ない話だから別の書き方をすればよろしいのではないのですか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

そういうことです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

先ほどは在来魚のことは何もおっしゃらずに、浅い水域の喪失が外来魚が格段に増加する原因にもなっているということについて、疑問が出たにもかかわらず、専門家として「そうだ」とおっしゃったわけです。ですから、データできっちりと証明して頂くか、先ほどの発言を撤回なさるか、きちっと対応して下さいませうか。そうでなければ、国土交通省に対して責任を持ってません。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

丁寧と言えば、浅い水域の喪失は在来魚の減少にも大きく影響する、甚大な影響を与えるということをここに追加すれば、意を達すると思うのです。「浅い水域の喪失はオオクチバス・ブルーギルなどの外来魚の繁殖水域を、格段に大きくさせる要因にもなっている」については、他の要因があることも考慮して、「要因にもなっている」と書いてあるので、これは正しいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他の要因もあることは確かなのですが、このことは必ず1つの要因になっているのかどうかということです。「要因にもなっている」については、まさにこの文章の通りです。それは認めます。

先ほど、西野委員は間違いだとはおっしゃりませんでした。そういうデータがありますかと聞かれたのです。それに対して倉田委員は、ありますとおっしゃいました。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

データはありますが、信ずるに足るかということとちょっと自信がありません。

ただ、いくつかの言葉が抜けているのだと思います。浅い水域の喪失は在来魚の生息域減少に大きく影響しているという文章をここへ差し込めば大丈夫だと思うのです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

私には「在来魚」というところが理解できません。つまり、ホンモロコやニゴロブナ等に関しては明白なる情報がありますが、在来魚一般ということになれば、それが明白であるかどうかはわかりません。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

そうですね。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ですから、ホンモロコは明白にそうでしょう。それからニゴロブナを中心とするフナの仲間は確実にそうでしょう。この2つに関しては、データはありますし、魚学統計の上でも非常にはっきりした形でパラリズムの関係にあります。

ですから、私の言い方で、もしそこを変更させて頂くとすれば、「浅い水域の喪失はホンモロコやニゴロブナ等を典型とする在来魚の棲息域の減少に大きく影響している」になります。これは確かです。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

そうしますと、今、部会長がおっしゃった文章に修正させて頂いてよろしいでしょうか。

それから、外来魚についての文章は残しますか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

これは削除していいと思います。そもそも、私がこれを書いたのではありませんから。

やはり、ホンモロコ類等が減ることが一番問題で、それを指摘さえすればいいと思います。ここに外来魚を入れるのは無理なのかと思います。部会としての討議もしていませんから。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。それでは、部会長よろしくお願いします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

15分遅れてしまいました。大変申し訳ありません。終わりにさせて頂いてよろしいでしょうか。

それから、先ほどの私の発言についてですが、本来であれば委員の席で言わなければならなかったことを、部会長の席で発言してしまいました。どうぞお許し下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、次回の6月4日の琵琶湖部会は恐らく現地視察になると思いますので、詳細について追ってご連絡差し上げたいと思います。

なお、次回の委員会は、5月15日、15:30からとなっております。その後、6月23日に委員会全体のシンポジウムが開催されますので、あわせてご参加の方、よろしくお願ひいたしま

す。

それから、皆さまのお手元に「世界湖沼会議を終えて - - 湖沼の保全・管理の今後を考える」という川那部部会長からの提供資料があります。資料のご紹介を忘れておりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、これにて淀川水系流域委員会第13回琵琶湖部会を終わらせて頂きたいと思いません。長時間ありがとうございました。

以上

## 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。